

平成 26 年 10 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
積水ハウス・リート投資法人
代表者名 執行役員 井 上 順 一
(コード番号：3309)

資産運用会社名
積水ハウス投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 井 上 順 一
問合せ先 取締役管理本部長 木 田 敦 宏
TEL. 03-6447-4870 (代表)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 26 年 10 月 31 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募 集 投 資 口 数 600,000 口
- (2) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) 平成 26 年 11 月 21 日(金)（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (3) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) の 総 額
- (4) 発 行 価 格 未定
(募 集 価 格) 発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 1210 条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいう。）により、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 発 行 価 格 未定
(募 集 価 格) の 総 額
- (6) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下 3 社を併せて「共同主幹事会社」と総称する。）、大和証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）に一

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

般募集分の全投資口を買取引受けさせる。

- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)に記載の払込期日に一般募集における払込金額（発行価額）の総額と同額を本投資法人へ払い込むものとし、一般募集における発行価格（募集価格）の総額との差額は、引受人の手取金となる。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8) 需要の申告期間 平成26年11月17日(月)から平成26年11月20日(木)まで
(ブック・ビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 平成26年11月25日(火)から平成26年11月28日(金)まで
- (11) 払込期日 平成26年12月2日(火)
- (12) 受渡期日 平成26年12月3日(水)
- (13) 払込金額（発行価額）、発行価格（募集価格）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (15) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の資産運用会社の株主である積水ハウス株式会社（以下「指定先」という。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、58,200口を販売する予定である。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. をご参照下さい）

- (1) 売出投資口数 30,000口
 なお、売出投資口数は上限を示したものである。一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定
 発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が指定先から30,000口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、一般募集における本投資口のうち、58,200口が指定先に販売されることを条件とする。）の売出しを行う。
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 平成26年11月25日(火)から平成26年11月28日(金)まで
- (8) 受渡期日 平成26年12月3日(水)
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記<ご参考>2. をご参照下さい。）

- (1) 募集投資口数 30,000 口
- (2) 払込金額 未定
（発行価額） 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）は一般募集における払込金額（発行価額）と同一とする。
- (3) 払込金額 未定
（発行価額）の総額
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申込期間 平成 26 年 12 月 22 日(月)
（申込期日）
- (7) 払込期日 平成 26 年 12 月 24 日(水)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成 26 年 12 月 3 日(水)に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が指定先から 30,000 口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、下記「5. 配分先の指定」に記載のとおり、一般募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、30,000 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が指定先から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を野村証券株式会社に取得させるために、本投資法人は平成 26 年 10 月 31 日(金)開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資口 30,000 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成 26 年 12 月 24 日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、平成 26 年 12 月 3 日(水)から平成 26 年 12 月 16 日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって取得した口数を減じた口数について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、シンジケートカバー取引に関して、野村証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、これを行います。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	2,000 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	600,000 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	602,000 口
本件第三者割当に伴う増加投資口数	30,000 口 (注)
本件第三者割当後の発行済投資口総数	632,000 口 (注)

(注) 本件第三者割当における発行投資口数の全口数について野村証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

63,000,000,000 円（上限）

(注) 一般募集における手取金 60,000,000,000 円及び本件第三者割当の手取金上限 3,000,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金 60,000,000,000 円については、本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取金上限 3,000,000,000 円については、当該特定資産の取得に伴う短期借入金の一部の返済に充当する予定です。

5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、指定先に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、58,200 口を販売する予定です。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成 27 年 4 月期及び平成 27 年 10 月期の運用状況の予想について」をご参照下さい。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

8. ロックアップについて

(1) 一般募集に関連して、指定先に、共同主幹事会社に対し、平成 26 年 11 月 21 日(金)から平成 27 年 11 月 27 日(金)までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(2) 一般募集に関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、平成 26 年 11 月 21 日(金)から平成 27 年 3 月 2 日(月)までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当による新投資口発行及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(3) 更に、上記(1)に記載の制限とは別に、指定先は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口について、平成 26 年 9 月 5 日(金)以後 1 年間を経過する日まで所有することとされています。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。